

個人賠償責任保険
(臨時費用補償および賠償事故解決特約付帯)
ご契約のしおり

引受幹事保険会社：共栄火災海上保険株式会社

1. 個人賠償責任保険の商品のしくみおよび引受条件等

(1) 商品のしくみと保障の対象となる方の範囲

この保険は、コープ共済連が保険契約者となり、損害保険の個人賠償責任保険(「賠償責任保険普通保険約款」に「個人特別約款」ならびに「臨時費用補償および賠償事故解決特約」を付帯したもの)を提供するものです。《たすけあい》のジュニア 18 コース、女性コース、医療コース、ベーシックコース、ウェルカムコース、シルバー70 コース、ケガ通院コースに追加して加入できます。個人賠償責任保険単独のご加入はできません。

日本国内・海外を問わず、「記名被保険者(《たすけあい》に個人賠償責任保険を追加した契約者、加入者証記載の本人)が居住する住宅の所有、使用または管理」に起因する偶然な事故や「被保険者(注)の日常生活」に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。

(注)被保険者…次の範囲の方をいいます。

ア.本人(記名被保険者)…個人賠償責任保険にご加入された契約者が記名被保険者となります。

イ.本人(記名被保険者)の配偶者

ウ.本人(記名被保険者)またはその配偶者と生計を共にする同居の親族

エ.本人(記名被保険者)またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子(「親とは別に暮らす働いている子」等は除きます。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。)

※一世帯お1人のご加入で上記被保険者が保障対象になります。なお、被保険者の範囲に含まれる家

族（上記イ.～エ.）は、事故が発生した時点における本人（記名被保険者・上記ア.）との関係により都度判定されます。

(2) お支払いする保険金

① 損害賠償金

ア.他人の身体に障害を与えた場合：事故の状況、程度等により、治療費・慰謝料等をお支払いします。

イ.他人の財物を損壊した場合：事故直前の状態に復旧するのに必要な修理費(時価を限度とします。修理不能の場合も同様とします。)をお支払いします。

② 費用損害（ア.とウ.については、あらかじめ保険会社の承認が必要です。）

ア.争訟費用：訴訟、仲裁、和解等に要した費用（弁護士報酬等も含まれます。）

イ.応急手当等費用：被害者の応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用

ウ.損害防止費用：事故発生後に講じた損害防止に要した必要または有益と認められる費用

エ.保険会社への協力費用：保険会社による損害賠償請求の解決に被保険者が協力するに際して支出した費用など

オ.示談交渉費用：保険会社による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

③ 臨時費用

ア.被害者が死亡したときは、1回の事故・被害者1名につき10万円限度

イ.被害者が病院または診療所に20日以上入院したときは、1回の事故・被害者1名につき2万円限度

※ ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴

訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が損害賠償請求権者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。

※ ①の保険金請求権については損害賠償請求権者に優先権があります。損害賠償請求権者に①の保険金が支払われた場合、②イ.および②ウ.にてお支払いする金額は、支払限度額から損害賠償請求権者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。

◎賠償事故についてのご注意

ア.示談および賠償金については、あらかじめ保険会社にご相談ください。事前に相談をいただけない場合は、賠償金の一部または全額をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

イ.加害者が複数の場合は共同責任となります。(例：子供が友達2人(合計3人)とサッカーをしていて、子供が蹴ったボールが他人の家のガラスを割った場合、保険金は賠償額の1/3となる場合があります。)

ウ.相手方にも過失がある場合には、相手方も過失割合に応じた責任を負いますので、相手方の過失分を差し引いた額をお支払いします。

エ.自動車、バイク等による事故については、お支払いの対象となりません。

オ.«他人から借りた物・預かった物»を壊した場合はお支払いの対象となりません。

カ.財物に対しての賠償責任を負った場合、それが修理可能な場合は「時価額」を上限とした修理代金、修理不可能な場合は「時価額」をお支払いします。

※「時価額」とは、財物を減価償却した金額を

いたします。

◎賠償事故解決のために保険会社がお手伝いする
内容

ア.日本国内における賠償事故(日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。)の場合、保険会社は被保険者と相手方との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成について援助等の示談交渉のお手伝いをします。

イ.日本国内における賠償事故(日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。)の場合、相手方および被保険者の同意が得られれば、保険会社が被保険者のために示談交渉を引受けます。ただし、被保険者が正当な理由なく保険会社への協力を拒んだ場合や、1回の事故について被保険者が負担する損害賠償金の総額が保険金のお支払限度額を明らかに超える場合には、保険会社は相手方との示談交渉はできません。

◎他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金として支払います。

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合—この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合—次の算式によって算出した額。(ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。)

保険金の 額	=	損害の 額	-	他の保険契約等から 支払われた保険金ま たは共済金の合計額
-----------	---	----------	---	-------------------------------------

また、上記の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

次の賠償責任によって被保険者が被る損害には保険金をお支払いできません。

- ①被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ②被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ③被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤戦争、変乱、暴動、騒じょう等に起因する賠償責任
- ⑥地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任
- ⑦被保険者の職務遂行上の事故や職務上使用する動産または不動産の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑧被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑨被保険者のまたは被保険者の指図による暴行・殴打に起因する賠償責任
- ⑩自動車等の車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、航空機、船舶、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など

※被保険者がクラブ活動等でスポーツ中に同時に参加している他人にケガをさせた場合は、支払対象外となる場合があります。これは一般的にスポーツに参加する人はケガをする危険性を承知しているものとして、同時に参加している他人に対して賠償請求できない(賠償責任がない)場合があるためです。

(4) 保険期間

保険責任は第1回保険料振替日の翌月1日から開始し、保険期間は1年です。特にお申し出がなければ自動更新し、最終の保険料振替日の翌月末日で保障は終了します。

※この保険を追加している《たすけあい》のコースが終了となった場合の取扱いは下記のとおりです。

- ①個人賠償責任保険に加入できるコースの契約が同じ契約者で他にある場合、保障は継続されます。
- ②個人賠償責任保険に加入できるコースの契約が同一世帯内で他にある場合、個人賠償責任保険の契約者を変更することで保障を継続することができます。詳しくは、ご加入の生協へお問い合わせください。
- ③上記以外の場合、個人賠償責任保険の保障は終了します。

終了日は、《たすけあい》のコースの終了日が属する月の末日となります。

※ご加入の生協が《たすけあい》の発効日を指定している場合、保険責任の開始日が異なります。加入者証でご確認ください。

(5) 引受条件

① 保険金額

支払限度額は1事故あたり1億円です。

② 共同保険

この保険は、引受幹事保険会社を共栄火災海上保険(株)とし、複数の保険会社が引受を行う共同保険です。取扱代理店は(株)アイアンドアイサービスとなります。引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社および引受割合は、個人賠償責任

保険の加入者証の裏面に記載しています。なお、引受保険会社および引受割合は、団体保険契約の更新時に変更になる場合があります。

詳しくは、コープ共済連のホームページ (<http://coopkyosai.coop>) でご確認ください。

この保険の保障責任については、各引受保険会社は連帯することなく、その引受割合に応じて単独別個に責任を負います。いずれかの引受保険会社の経営が破綻した場合等には、その会社が引受ける分の保険金の支払いを一定期間凍結したり、金額を削減することがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、その引受保険会社の保険金の80%（ただし、破綻時から3カ月間が経過するまでに発生した事故による保険金は100%）まで補償されます。

2. 保険料および払込方法、払込猶予期間

保険料は、月払いのみで1カ月あたり120円です。保険料の払込猶予期間は、《たすけあい》の掛金と同様です。

※上記の月額保険料（120円）は、加入者数による割引が適用されています。実際の加入者数が割引適用の条件を満たさない場合は、月額保険料が変更になります。また、加入者全体での保険金支払の実績によっても、今後の月額保険料が変更される場合があります。なお、月額保険料の変更がある場合は、あらためてご案内いたします。

3. 賠償責任保険金の請求

(1) 事故の発生

- ① 事故発生時には、すみやかにご加入の生協にご連絡ください。
- ② 被保険者は事故の発生を予防する措置を求められます。保険会社は予防措置を調査したり、不備の改善を求めることがあります。
- ③ 被保険者は事故の発生に際し、次のことを行わなければなりません。正当な理由がなくこれらの義務に違反すると、保険金を削減してお支払いする場合があります。
 - ア. 事故の状況をコープ共済連を通じて保険会社に通知すること
 - イ. 保険会社が特に求める書類があるときは、それを提出すること
 - ウ. 損害賠償責任を承認するとき、または訴訟に関する費用や損害の防止に要する費用を支払うときは、あらかじめ保険会社の承認を得ること
 - エ. 他人から損害賠償を受けることができる場合には、必要な手続きをとること
 - オ. 損害を防止するために必要な手段を講ずること
 - カ. 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、すみやかに保険会社に通知すること

(2) 先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）を請求する権利は、被保険者に優先して損害賠償請求権者に発生します（先取特権といいます。）。費用保険金が保険金の内枠として含まれる場合は、賠償責任に対する保険金のみ損害賠償請求権者に優先してお支払い

いたします。

(3) 保険金の請求

保険金の請求権は、その発生の翌日から起算して3年間を経過した場合、時効により消滅します。

(4) 保険会社による解決

保険会社は、被保険者に代わって損害賠償請求の解決にあたることがあります。その場合、被保険者は保険会社に協力しなければなりません。

(5) 代位

保険金を支払った損害について、被保険者が他人から賠償を受けることができる場合は、その権利を保険会社が代位取得します。被保険者は、保険金を領収したときは、保険会社の代位権行使のために必要な書類を提出しなければなりません。

4. その他のご注意

- (1) この保険には、解約返れい金、満期返れい金、契約者配当金はありません。
- (2) この保険の保険料は、損害保険料控除の対象にはなりません。
- (3) この保険には、クーリングオフ制度はありません。ただし、《たすけあい》の申込みが撤回された場合は、この保険の申込みも無効となります。
- (4) 契約に関し、被保険者、または保険金受取人(これらの代理人を含みます。)に詐欺行為があったときや、保険会社から事故発生予防措置の改善を求められた場合に被保険者が正当な理由がなく応じなかったときは、この契約は無効となり、すでに払込まれた保険料は返還しません。

- (5) 申込書に記載された事項が事実と相違する場合には、契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。
- (6) 住所変更時には、ご加入の生協までご連絡ください。

B1014430E0651(’ 10.08)